

金融円滑化のための取組み方針

生鮮業界に生まれ、相互扶助を基本理念とする金沢中央信用組合は、地元の協同組織金融機関として、地元の皆様と共に在り、共に栄えることに資するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域経済の冷え込みによって、地元企業の資金繰りはこれまでになく厳しい状況が続いております。当組合では、中小企業のお客様や住宅ローンをご利用のお客様へのこうした取組みを^らの社会的使命と考え、相互扶助の経営理念のもと、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申し出があった場合には、これまでと同様に、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の適切な実施に向けた態勢整備について

当組合は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な体制整備を図っております。

- (1) 金融円滑化管理統括部署を設け、貸出条件の変更等への適切な対応、対応状況に関する適切な開示・報告、その他金融円滑化の適切な実施のための必要な措置を行います。
- (2) 営業店に「金融円滑化に関する相談等窓口」を設置するとともに、「ご返済等に関するご相談受付窓口」を本部に設置し、貸出条件の変更等の申込み等及び相談・苦情について適切に対応いたします。
- (3) お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うために、経営改善計画策定から策定後の経営相談・経営指導にこれまで以上に真摯に取り組めます。

3. 他の金融機関等との緊密な連携について

当組合は、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは守秘義務に留意しつつお客様の同意を得たうえで、情報の確認・照会を行うなど緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する相談・苦情につきましては次の窓口をご利用ください。

金沢中央信用組合 本部窓口（総務部）

（電話番号 076 - 261 - 7111）

以上